

平成 29 年 2 月 10 日
教 育 庁

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（7件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏名 上野 亮祐
(2) 学校名 東久留米市立小山小学校
(3) 職名 教諭
(4) 年齢 30歳
(5) 性別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

平成 29 年 2 月 10 日

4 処分理由

平成 28 年 3 月 27 日から同年 4 月 16 日までの間に、ホテルにおいて、インターネット上で知り合った女性が 18 歳未満であることを知りながら、同女性と性行為を行った。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 小学校（多摩地域）
(2) 職名 教諭
(3) 年齢 61歳
(4) 性別 男

2 処分の程度

停職 3 月

3 発令年月日

平成 29 年 2 月 10 日

4 処分理由

平成28年10月18日午後0時30分頃、勤務校において、同校児童に対して、両手を同児童の背中に回して、同児童を約2秒間抱き締める行為を2回行うとともに、両腕を同児童の肩に回して、同児童を約1秒間抱き締める行為を行い、同児童に恐怖感及び不快感を与えた。

また、同時刻頃、同校において、同児童に対して、上記の行為について、口止めをした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 中学校（多摩地域）
- (2) 職名 校長
- (3) 年齢 58歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

平成29年2月10日

4 処分理由

学習指導要領により、保健体育科保健分野の内容は各学年で取り扱う旨が定められているにもかかわらず、平成28年3月頃、勤務校において、同分野の内容を全て第1学年に配当する不適切な同科年間指導計画を決定するとともに、平成27年4月頃から平成28年3月頃までの間、同校において、同校教職員への指導を怠り、同校教員が同分野の授業を実施せず、当時同校生徒に同分野の未履修を発生させる事態を招いた。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 中学校（多摩地域）
- (2) 職名 校長
- (3) 年齢 62歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

平成29年2月10日

4 処分理由

学習指導要領により、保健体育科保健分野の内容は各学年で取り扱う旨が定められているにもかかわらず、平成25年3月頃、平成26年3月頃及び平成27年3月頃、当時勤務校において、同分野の内容を全て第1学年に配当する不適切な同科年間指導計画を決定

するとともに、平成24年4月頃から平成27年3月頃までの間、同校において、同校教職員への指導を怠り、同校教員が同分野の授業を実施せず、当時同校生徒に同分野の未履修を発生させる事態を招いた。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 中学校（区部）
- (2) 職名 校長
- (3) 年齢 58歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

平成29年2月10日

4 処分理由

学習指導要領により、保健体育科保健分野の内容は各学年で取り扱う旨が定められているにもかかわらず、平成22年3月頃、平成23年3月頃及び平成24年3月頃、当時勤務校において、同分野の内容を全て第1学年に配当する不適切な同科年間指導計画を決定するとともに、平成21年4月頃から平成24年3月頃までの間、同校において、同校教職員への指導を怠り、同校教員が同分野の授業を実施せず、当時同校生徒に同分野の未履修を発生させる事態を招いた。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 中学校（多摩地域）
- (2) 職名 教諭
- (3) 年齢 37歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

平成29年2月10日

4 処分理由

平成26年4月頃から平成28年3月頃までの間、勤務校において、保健体育科保健分野の授業の実施を怠り、当時同校生徒に同分野の未履修を発生させる事態を招いた。

VII

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 中学校（多摩地域）
- (2) 職名 教諭
- (3) 年齢 36歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

平成29年2月10日

4 処分理由

学習指導要領により、保健体育科保健分野の内容は各学年で取り扱う旨が定められているにもかかわらず、平成27年1月頃及び平成28年1月頃、勤務校において、当時同校保健体育科主任として、同分野の内容を全て第1学年に配当する不適切な同科年間指導計画を作成するとともに、平成24年4月頃から平成28年3月頃までの間、同校において、同分野の授業の実施を怠り、当時同校生徒に同分野の未履修を発生させる事態を招いた。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）